

社団法人 朝倉青年会議所 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会議所は、社団法人 朝倉青年会議所 (ASAKURA JUNIOR CHAMBER INCORPORATED) と称する。(以下「本会議所」という。)

(事務所)

第 2 条 本会議所は事務所を福岡県朝倉市甘木 9 5 5 番地 1 1 に置く。

(目的)

第 3 条 本会議所は、経済、社会及び文化に関する諸問題を調査し、国内諸団体と協力して、国家の正しい発展及び社会奉仕並びに会員の資質の向上及び相互の連携を図るとともに、日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。また、本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第 5 条 本会議所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究、実施。
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- (3) 国際青年会議所及び日本青年会議所並びに、国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (4) 会員の修練及び相互の連携に資する事業の開催。
- (5) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会員及び会費

(会員の種類及び資格)

第 6 条 本会議所の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正 会 員

ア 朝倉市、朝倉郡に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し、年度中に 40 歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

イ すでに他青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることはできない。

(2) 特別会員

40 歳に達した年の年度末まで正会員であった者。

(3) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体。

(入会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める。

(会員の権利)

第 8 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は退会しようとするときは、理事長に退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 本会の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 破産宣言又は後見開始若しくは保佐開始の審判

(4) 除名

(除名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決により除名することが出来る。但し、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(3) 会費納入義務を履行しないとき。

(4) 正当な理由なく、出席義務を履行しないとき。

(5) その他、会員として適当でないと認めるとき。

(休会)

第 13 条 正会員が、やむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会する

ことができる。但し、休会中の会費は、別に定めるところによる。

(抛出金品の不返還)

第14条 退会し、又は除名された会員が既に納入した抛出金品は返還しない。但し、既に納入した会費については月割計算をし退会者に返金するものとする。

第3章 役員等

(種類及び選任)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上23名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 役員は、監事を除き、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任される。
- 4 監事は会員の中より総会において選任される。
- 5 役員の選任方法については、別に定める。
- 6 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

(職務)

第16条 理事長は、本会議所を代表し会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、事務局及び庶務全般を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の各号の職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の監査。
 - (2) 理事の業務執行状況の監査。
 - (3) 財産の状況及び業務の執行について不正の事実を発見した場合の、総会又は福岡県知事への報告。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合の総会又は理事会の招集。

(任期)

第17条 役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再選されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第18条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長及び顧問)

第19条 本会議所に、直前理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 理事長は、会員の中より顧問を若干名指名することができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長及び顧問の任期、辞任及び解任は第17条及び18条の規定を準用する。
- 6 直前理事長及び顧問は、理事会に出席する。但し、議決に加わる権利を有しない。

第4章 会議

(種別)

第20条 本会議所は、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) その他必要な会議
- 2 前項の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第22条 定時総会は、毎年1月及び8月に召集する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事会が総会の必要を決議したとき。
 - (2) 5分の1の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で召集の請求があったとき。
- 3 総会を招集するためには、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって7日前までに各会員に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の成立及び決議)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事はこの定款に規定するものの外、出席者の過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを議決する。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。

(表決権)

第25条 正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第24条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第27条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定
- (6) 会議所の解散
- (7) その他特に重要な事項

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、表決権は有しない。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

- 2 臨時理事会は、理事長は必要と認めるときは、召集することができる。
- 3 理事会構成員の3人以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事

会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席構成員の過半数の同意をもってこれを決する。

(理事会の決議事項)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 例会及び委員会

(例会)

第35条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第36条 本会議所は、その目的達成のため重要事項を研究、審議、実施する委員会を置く。

- 2 委員会の設置は、総会において別に定めるところによる。

第6章 資産

(資産)

第37条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 基金から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第40条 本会議所の収支予算は、年度開始時に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第43条 本会議所は、民法第68条第1項2号から4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基いて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を得、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置)

第44条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局長)

第45条 事務局に事務局長1名及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局は、事務局を統括する。

- 3 事務局長及びその他の職員は理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 前各号のほか、事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、主務官庁の許可を受けた日より施行する。
- 2 本会議所の設立当初の役員は、第15条第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会議所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第27条並びに第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会議所の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年12月31日までとする。

社団法人 朝倉青年会議所 諸 規 定

第 1 章 運営規定

(運営の原則)

第 1 条 本規定は社団法人朝倉青年会議所（以下、本会議所とする）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、組織、運営に関する事項を規定したものである。

(役員の種類)

第 2 条 本会議所に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 2 名以上 4 名以内 |
| (3) 専務理事 | 1 名 |
| (4) 常任理事 | 若干名 |
| (5) 理事（上記役員を含む） | 16 名以上 23 名以内 |
| (6) 監事 | 2 名～3 名 |

2 役員に関し、本規定の定めない事項については、理事会に於いて決定する。

(役員等の任務)

第 3 条 本会議所の役員は定款第 16 条に定める事項の他、次の任務を有する。

2 理事長

- (1) 本会議所を代表し所務を総理する。
- (2) 総会、理事会の議長となる。
- (3) 総務・財務に関する一切の事務及び事務局の統括し、本会の事務を円滑にならしめる。
- (4) 本会議所を代表し、主務官庁、関係団体及び来訪者に対する折衝並びに応接。
- (5) 日本青年会議所及び、その会議並びに本会議所の対外的活動に対する一切の問題を処理する。

3 直前理事長

理事会及び各種会合に出席し、意見を求められた時、理事長経験を生かし、所務、その他について、必要な助言を行う。

4 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、理事長の補佐として、運営の為の本会議所に一体となって努力する。
- (2) 会務並びに総務を分担し、各々分掌の委員会を統括して、活発な活動を図り、各委員会の連絡調整を図る。

5 専務理事

- (1) 理事長副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、理事長の補佐として本会議所の運営の為に一体となって努力する。
- (2) 本会議所の事務局を管理し、その運営を円滑にする。

6 常任理事

理事長、副理事長、専務理事及び各委員長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、

本会議所の運営並びに会務を分掌する。

7 理事

- (1) 理事は各委員会の委員長及び副委員長として、本会議所目的達成の為に委員会を統括し、事業を企画、検討実施し、且つその成果を確認して、議事録を作成し事務局に備え置かねばならない。
- (2) 各委員会の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定に従う。

8 監事

- (1) 理事会及び各種会合に出席し意見を述べるができる。但し、理事会に於ける議決権は有しない。
- (2) 本会の運営が適切に行なわれる為の助言を行う。

9 顧問

- (1) 顧問は、本会議所の運営に関する事項について理事長の諮問に答える。
- (2) 理事会及び各種会合に出席して意見を述べるができる。但し、理事会に於ける議決権は有しない。

(例会に関する事項)

第 4 条 定款第 3 5 条に基き、例会に関する事項は次の通りである。

- (1) 例会は原則として毎月 1 3 日に開催する。但し、当日が土・日曜日・祝祭日の場合又は諸事情により変更することがある。
- (2) 例会では理事会報告、及び委員会、出向者、専務理事より報告を行ない、会員相互の修練をかねた会合とする。
- (3) 例会運営については、理事会にて承認を受けなければならない。
- (4) 例会は理事長が招集し、担当委員会が主管する。
- (5) 例会に出席した者は所定の出席簿に捺印せねばならない。
- (6) 例会、その他の各種会合は、定刻 5 分前の精神により時間厳守のこと。
- (7) 例会は、正会員の責任に於いて、必ず出席しなければならない。
- (8) 特別の事由の為に欠席又は遅刻する場合は、事務局へ必ず、口頭電話、又は文書をもって連絡する事。
- (9) 青年会議所活動に伴う公務出張で欠席した時は、出席したものとみなす。但し、事前に理事長若しくは、他の役員に連絡しなければならない。

(三役会)

第 5 条 三役会は、原則として毎月 1 回開催する。但し、理事長が必要と判断した場合はこの限りではない。

- 2 三役会は、理事長の方針と委員会事業の整合性を図り、理事会を円滑に進行する為の連絡及び調整を行うことを目的とする。
- 3 三役会の構成は、理事長、副理事長、専務理事、及び理事長の指名した者とする。

(理事会)

第 6 条 理事会は、原則として、毎月 2 日に開催する。但し当日が土・日曜日・祝祭日の場合、又は

諸事情により変更することができる。

- 2 理事会は、本会議所理事をもって構成する。又、理事長が指名した者も出席することができる。
- 3 理事会の運営総括責任者は専務理事とする。
- 4 理事会の運営は担当委員会がこれを担当する。

(委員会)

- 第 7 条 定款第 3 6 条に基づき必要な委員会を総会の承認を得て、設置及び廃止することができる。
- 2 各委員会は原則として毎月 1 回以上の会合をもち、事業計画の確立と実施の推進母体となる。
 - 3 委員長はその委員会の会合又は事業をなした日から 5 日以内に、出席者並びに重要報告事項を事務局に文書にて提出せねばならない。
 - 4 正会員は、全て何かの委員会に所属するものとし、委員会の所属は会員各人の希望を勘案して、理事会の承認を得て決定する。但し理事長は、全ての委員会、直前理事長は常設の委員会には所属しない。
 - 5 理事長は、必要に応じて、特別会議及び特別委員会を設けることが出来る。

(委員会の任命)

- 第 8 条 委員会に委員長 1 名副委員長 2 名以内を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、理事の中から、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
 - 3 委員は、正会員の中から、理事会の承認を得て、理事長が任命する

(委員会の職務分掌)

- 第 9 条 委員会の職務は次の通りとする。
- (1) 事務局の管理
 - (2) 総会・理事会の開催に関する事項
 - (3) 例会の企画立案及び進行
 - (4) 褒章表彰に関する事項
 - (5) 事業計画、事業報告書の作成
 - (6) 予算決算書の作成
 - (7) 定款・諸規則規定の整備改正及び研究修正に関する見解の発表及び周知徹底化
 - (8) 会員の慶弔に関する事項
 - (9) 会員拡大を目的とする計画の立案実施
 - (10) 新入会員の資格審査並びに入会後の指導
 - (11) 会員相互の親睦と J C 間の交流促進
 - (12) 会員意識の向上に寄与する為の一般教育
 - (13) 自己啓発・会員訓練に関すること
 - (14) 会員の出席状況把握と参加の奨励
 - (15) 趣味の会の育成掌握
 - (16) 青年会議所活動の対外的 P R および報道関係への連絡
 - (17) 社会福祉に関すること

- (18) 青少年育成に関すること
- (19) 国際交流に関すること
- (20) その他、本会の目的達成に必要な事業

(褒章)

第10条 青年会議所活動に顕著な功績があったか或いは、他に比較して極めて優秀と認められる委員会又は会員は理事会の決議を経て総会、その他の全員会合の席上において褒章を受けることができる。

第2章 (社) 朝倉青年会議所役員の選任の方法に関する規定

(役員の選任)

第11条 本規定は役員の選任に関する事項を規定する。

- 2 毎年8月中の定時総会に於いて、本会議所の次年度役員を選任、これを決定する。
- 3 毎年6月中の例会に於いて、次年度選考委員として5名（但し当該年の5月末日現在に於いて、在籍満2年以上、且つ1年以上の在籍期間を残す正会員の中から投票により選出し、現理事長及び正会員の理事長経験者は含まない）を選出する。
- 4 選考委員会は、上記5名限と理事長および正会員理事長経験者で構成し、次年度理事長及び理事を理事会当日迄に、責任を持って決定し理事会の承認を受ける。但し、この場合選考委員中より次年度理事長を選出することを妨げない。
- 5 選考委員会は、次年度理事長予定者を指名し、理事長予定者は選考委員会と協議の上副理事長及び理事を決定し、総会の承認を受ける。但し、この場合選考委員中より、次年度役員を選出することを妨げない。
- 6 理事長は副理事長又は委員長経験者で、一年任期として再選しないことを原則とする。
- 7 理事は前年度正会員であること。
- 8 監事は会員中より総会に於いて選任する。
- 9 役員の選任に関し、本規定の定めない事項については、理事会に於いて決定する
- 10 選考委員の選挙は次の規定によりこれを行う。
 - (1) 所定の投票用紙を用い、連記制によって行い投票は無記名とする。
 - (2) 投票用紙には、五十音順に選挙資格者全員の氏名、及びその他理事会において決定した事項を記載し、投票はこの用紙に所定の符号を付して行う。
 - (3) 開票の結果投票数の多い者から順次選考委員の定数を当選者とする。
 - (4) 開票に当たっては監事が立ち会う。

第3章 会員資格に関する規定

(会員の種類及び資格)

第12条 本会議所定款第6条に関する事項は次に定める。

(1) 正会員

正会員は仮入会期間終了後理事会の承認を受け入会金を納入した会員とする。

(2) 特別会員

特別会員は制限年齢に達した正会員で定められた会費を納入した者のみはその資格を持つ。

(3) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望む個人又は、団体は理事会の決定により、本会議所に賛助会員として入会することができる。

(会費、入会金)

第13条 入会金及び会費は次の通りとする。

入会金	正会員	20,000円
会費	正会員	130,000円
	特別会員	20,000円(終身)
	賛助会員	20,000円(5ヶ年)

(会費納入)

第14条 会費は下記のように納入しなければならない。

1月	20,000円
2月	20,000円
3月	20,000円
4月	20,000円
5月	20,000円
6月	20,000円
7月	10,000円
	130,000円

但し、新入会員の会費は、入会日より月割りとする。

2 会費徴収の責任は、理事会とし、徴収は、専務理事が行う。

(退会及び退会日)

第15条 退会しようとする会員は、速やかに退会届を所属の委員長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の届出を受けた所属委員長は、所属副理事長と協議の上、担当委員長を経て理事会へ提出しなければならない。

3 第1項の退会日は、理事会の承認を得た月の末日とする。

4 年度途中において退会した会員の年会費は、退会日に属する月までの会費を徴収するものとし、月割りにて計算を行う。この計算において百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。退会者が既に会費を納入済みである場合は、上記方法によって計算し

た金額を退会者へ返金するものとする。

5 除名された会員の年会費に関しては、前項を準用する。

6 第1項の承認を得た会員は、青年会議所関係備品等を退会日までに返納しなければならない。

(会員失格)

第16条 正会員の中次の各号に該当する時は、会員たる資格を失い、直ちに理事会において退会として処理をなす。

(1) 当該年度の12月例会終了時まで、青年会議所活動に関する会合の出席点数の合計が、役員については50点、その他の会員については、40点に夫々満たない場合。但し出席点数は次の通りとする。

(イ) 例会	3点
(ロ) 委員会	2点
(ハ) 理事会	2点
(ニ) 本会議所の主催事業	2点
(ホ) 他青年会議所の主催事業	1点
(ヘ) ブロック会員大会	4点
(ト) 九州地区大会	4点
(チ) 全国会員大会・サマーコンファレンス・京都会議	5点
(リ) JCI世界会議・JCIアジア太平洋地域会議	5点
(ヌ) 上記以外の、(社)日本青年会議所・九州地区協議会・福岡ブロック協議会主催の事業	2点

その他上記になき場合は理事会によって点数を決める。

(2) 例会に連続3回以上欠席の場合、担当委員会より、警告書を発し、4回連続欠席の場合は退会となる。

(3) その年の会費が、年末までに納入されなかった場合。

(4) 休会期限内に、復帰届の提出のない場合。

(休会)

第17条 会員がやむを得ない事由により休会しようとする場合は、休会届けを所管委員長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の届出を受けた所属委員長は、所属副理事長とともに実情を十分に調査して協議の上、理事会へ提出しなければならない。

3 第1項の休会日の初日は、理事会の承認を受けた月の翌月1日とする。

4 休会期間は1年以内とする。

5 第1項の承認を受けた会員は、休会期間は通常会費の2分の1を納入することにより、例会その他の青年会議所活動に関する会合への出席のみを免除される。

6 休会せる会員は、休会期間満了の1ヶ月前までに復帰届を提出しなければならない。

7 休会期間中の会員は、正会員としての権利を有しない。

(仮入会規定)

第18条 本会議所に入会する場合、次の規定により、仮入会者となる。

- (1) 仮入会者は、本会議所に1年以上在籍し、所定の会費を完納、且つ、前年度例会出席率70%以上の正会員より推薦される。
- (2) 入会を申し込む場合は、その推薦者1年以上の在籍期間を残す正会員2名とする。
尚、推薦者は、仮入会者及び新入会者に対して義務履行の連帯保証をしなければならない。
但し、保証期間は一ヶ年とする。

(仮入会手続)

第19条 入会希望者は次の書類を備えて事務局に申込をなさねばならない。

- (1) 申込書
- (2) 推薦書
- (3) 出席並びに会費納入義務履行の誓約書
- (4) 写真(名刺版)2枚

(入会申込の審査)

第20条 担当委員会は前条の入会申込書を受理したときは、下記について所定の審査及び調査を行う。

- (1) 正常な事業に従事する者であること。
- (2) 健全な社会人としての良識と教養を有すること。
- (3) 本会議所の諸行事に参加する意志、能力を有すること。
- (4) 会費、その他の負担金を納入する意志、能力を有すること。
- (5) 入会申込者の年齢は満38才以下とする。(入会申込の提出日より起算する)
- (6) 前に他の青年会議所の会員であった事実の有無。
- (7) 前に他の青年会議所に入会を拒否された事実の有無。
- (8) 他の団体への加入の有無及び加入している場合は、その役員等をしたことがあるか、又現にしている事の有無
- (9) 入会申込者と企業責任者が自己の企業の責任者でなく、従業員である場合は、上司とともに審査に引き承諾を得る事。但し、出席が困難な場合は、その承諾書を提出すること。
- (10) 担当委員会は、推薦者1名以上及び入会申込者の推薦理由、その他青年会議所入会に関しての資格や品行について詳しく聴取する。

(仮入会許可の決定)

第21条 仮入会許可決定は下記の通りにより行う。

- (1) 担当委員会は、本規程に基づき入会申込書並びに推薦書の内容を精査し、仮入会に関する可否を内定する。
- (2) 担当委員会は仮入会を内定した場合は、その旨を直ちに理事会に上申する。
- (3) 理事会は担当委員会からの上申に基づき、推薦者1名以上の出席を求め報告及び意見を聴取し、出席理事の4分の3以上の無記名投票による賛成によって仮入会の許可を決定する。
- (4) 理事会が仮入会の許可を決定した場合は、その旨を担当委員会に通知すると共に事務局を通

じて推薦者及び本人に通知する。

- (5) 理事会は仮入会許可審議に当たり特別な理由があれば、その旨を明示し、担当委員会に再審査させることができる。

(仮入会義務)

第22条 仮入会者は許可決定後、次の事項を義務、履行する。

- (1) 仮入会の期間は許可決定日より3ヶ月とする。但し、第22条2項を履行した者は、3ヶ月に満たなくとも本人の意思により正会員資格取得審査の対象となることができる。
- (2) 理事会において仮入会を許可されたものは、その期間中下記事項を履行することを要する。
- (イ) 例会（総会）又は、理事会1回及び同一日時以外の委員会に1回、計2回以上をそれぞれ出席すること。
- (ロ) 期間中に開かれる新入会員予定者を主たる対象とするオリエンテーションに、必ず参加すること。
- (ハ) 全体事業と大会、式典等は例会とみなす。但し、理事会が認めればその限りではない。
- (3) 期間中に於ける、仮入会者の履行状況については、出席カードにより、これを確認することとする。

(仮入会期間及び義務の免除)

第23条 入会希望者が次に規定する事項に該当した場合は、仮入会期間を免除することができるものとする。但し、本規定第18条、第19条、第20条に基づく推薦者並びに連帯保証人、必要書類、審査及び調査は必ず行うものとする。

- (1) 本文但し書きを履行し、且つ特別会員の推薦があり入会を強く希望する者で、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事による面接を受けた結果、正会員として入会審査を受けられると判断されるもの。
- (2) 他青年会議所の正会員で転勤等により本青年会議所に入会を希望する者で、本文但し書きを履行し、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事による面接を受けた結果、正会員として入会審査を受けられると判断されるもの。

(正会員資格取得及び入会手続き)

第24条 担当委員会は、仮入会者が仮入会期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等に基づき審査し理事会に上申する。但し、本規定第23条に該当するものはその限りではない。

- 2 担当委員会は、本規定第23条に該当した報告に基づき審査し理事会に上申する。
- 3 理事会は会員開発委員会からの上申に従って、正式に入会の承諾について決定する。尚、その決定は出席理事の4分の3以上の賛成でなければならない。方法は無記名投票とする。
- 4 正式に入会を認められた新入会員は速やかに入会金及び所定の会費を納入しなければならない。
- 5 新入会員が入会金及び所定の会費と等を事務局に納入した日を以って、本会議所の正会員たる資格を取得したものとする。
- 6 事務局は、新入会員より入会金会費の納入があった時は、担当委員会に報告する。

- 7 新入会員は前項の入会金等を納入する以前に正会員として例会、その他の会合に出席することはできない。
- 8 入会金並びに会費等を入会承諾後1ヶ月以内に納入されなかったときは、入会許可は自動的に取り消される。

第4章 管理規定

(定款その他書類の備付)

第25条 理事長は、定款、規則、総会議事録を本会議所事務局に備えておかなければならない。

- 2 理事長は、会員が前項の書類の閲覧をもとめたときは、正当な理由がなくしてこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出)

第26条 理事長は事業年度毎翌年1月に開かれる定時総会の1週間前までに前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

- 2 監事は前項の規定により書類の送付を受けた時はその総会の前日までに意見書を提出しなければならない。理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前期の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 理事長は毎事業年度前期定時総会の会日の一週間前までに前項の書類を事務局に備えておかなければならない。
- 4 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく前項の書類を地区担当理事を経て、日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

第5章 庶務規定

(事務局)

第27条 事務局は専務理事が管理し、担当委員会又は担当者がこれを補佐する。

- 2 事務局に事務局員を若干名置くことが出来る。
- 3 事務局員の採用給与退職、解雇等は理事会の決議を経て、理事長がこれを行う。

(経理)

第28条 経理は、専務理事が統括する。

- 2 金銭の出納及び保管の担当者の任免は、理事会の決議を経て、理事長がこれを行う。

(慶弔)

第29条 正会員の冠婚葬祭、その他慶弔見舞に関しては、

次の基準により慶弔慰金又は物品を贈る。

(1) 結婚祝	10,000円
(2) 出産祝(第1子のみ)	5,000円
(3) 本人死亡香典	20,000円
(4) 正会員の疾病、負傷自宅療養2週間以上又は入院加療の場合	5,000円
(5) 火災	5,000円
(6) 死亡(家族の場合、但し一親等まで)	5,000円
(7) 配偶者	10,000円

2 上記の外、正会員の傷病災害、風水害、火災等、必要と認められる時は、理事長の判断のもと上記に準じ物品又は金銭を贈呈し、爾後理事会の承認を得るものとする。

3 会員は、本規定に該当する事項が生じた時は、直接又は会員を通じて事務局に届け出るものとする。

(旅費)

第30条 公務出張を命ぜられた事務局には必要実費(交通費、宿泊費、その他)を支給する。

2 その他本会議所関係で旅費の必要を認めた時は理事会の決定により之を支給する。

(その他)

第31条 新入会員には青年会議所バッチ、青年会議所手帳を贈呈する。

2 その他、庶務全般にわたり、必要と認められる事項が発生した場合は理事会の決定による。

第6章 会計に関する規定

(会計年度)

第32条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(収入)

第33条 本会議所の経費は、入会金、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費の納入)

第34条 本会議所の運営規定の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(財産の請求権)

第35条 会員は退会し、又は除名せられる場合も本会議所の資産に対し、何等の請求権を有しない。

(解散の場合の会費徴収)

第36条 本会議所は解散後であっても総会の議決をもってその責務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第37条 本会議所は、総会の決議を経て解散し、解散のときに存する残余財産は、総会の決議を得、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 ふるさと基金運営規定

(名称)

第38条 本基金は「ふるさと基金」と称する。

(目的)

第39条 本基金は朝倉地区の地域おこし、及び、この地域の活性化を目的とする。

(原資)

第40条 本基金の原資は「ふるさと絵地図」の販売収入及び著作権の使用料を充当する。

(積立)

第41条 1年間の販売収入を合計して12月にふるさと基金に繰り入れる。

(用途)

第42条 本会議所の事業の中で朝倉市、及び朝倉郡の地域おこし、活性化を目的とする事業と認めるときこの基金の一部又は全部を取崩し充当することができる。

(取崩し)

第43条 この基金を取り崩すには本会議所の理事会の承認を必要とする。

(規定の変更)

第44条 この規定の変更には本会議所理事会の承認を必要とする。

(基金の廃止)

第45条 この基金の廃止には本会議所理事会の承認を必要とする。

第8章 入会基金運営規定

(名称)

第46条 本基金は「入会基金」と称する。

(目的)

第47条 本基金は次に掲げる事由が発生した場合に使用することを目的とする。

- 1 経済事情の著しい変動により財源が不足する場合。
- 2 災害により生じた財源、または、災害により生じた減収にあてる場合。
- 3 大規模な事業を、緊急に実施することが必要となった場合。
- 4 その他、やむを得ない理由により経費が生じた場合。

(原資)

第48条 本基金の原資は、新入会者の入会金を充当する。

(積立)

第49条 1年間の入会金を合計して12月に入会基金に繰り入れる。

(用途)

第50条 本基金は第47条に定める目的のために支出すると認めた場合に限りこの基金の一部又は全部を取崩すことができる。

(取崩し)

第51条 この基金を取り崩すには本会議所総会の承認を必要とする。

(規定の変更)

第52条 この規定の変更には本会議所理事会の承認を必要とする。

(基金の廃止)

第53条 この基金の廃止には本会議所総会の承認を必要とする。

第9章 特別基金運営規定

(名称)

第54条 本基金は「特別基金」と称する。

(目的)

第55条 本基金は次に掲げる事由が発生した場合に使用することを目的とする。

- 1 経済事情の著しい変動により財源が不足する場合。
- 2 災害により生じた財源、または、災害により生じた減収にあてる場合。
- 3 大規模な事業を、緊急に実施することが必要となった場合。
- 4 その他、やむを得ない理由により経費が生じた場合。

(原資)

第56条 本基金の原資は、特別会員の会費を充当する。

(積立)

第57条 毎年12月に特別基金に繰り入れる。

(用途)

第58条 本基金は第55条に定める目的のために支出すると認めた場合に限りこの基金の一部又は全部を取崩すことができる。

(取崩し)

第59条 この基金を取り崩すには本会議所総会の承認を必要とする。

(規定の変更)

第60条 この規定の変更には本会議所理事会の承認を必要とする。

(基金の廃止)

第61条 この基金の廃止には本会議所総会の承認を必要とする。

第10章 周年積立金運営規定

(名称)

第62条 本積立金は「周年積立金」と称する。

(目的)

第63条 本基金は、次に掲げる目的のために使用する。

- 1 周年の記念事業。
- 2 その他、前項に付帯又は関連する事業。

(原資)

第64条 本積立金の原資は、一般会計からの交付金を充当する。

(積立)

第65条 毎年12月に一般会計より、周年積立金に繰り入れる。

(用途)

第66条 本基金は第63条に定める目的のために支出すると認めた場合に限りこの基金の一部又は全部を取崩すことができる。

(取崩し)

第67条 この基金を取り崩すには本会議所の理事会の承認を必要とする。

(規定の変更)

第68条 この規定の変更には本会議所理事会の承認を必要とする。